

学校感染症等拡大防止のための常葉大学・短大部における行動指針 —3密を避け、新しい生活様式に従う—

適用日：5月8日からレベル【0】です

【令和5年4月28日制定】

■常葉大学・短大部におけるレベルの目安：レベルは、国や県の方針、学内の感染者状況を総合的に判断して決定し、変更時に本学のHPにてお知らせいたします。

| レベル | 入 構 | 授業・学生指導 | 各種会議 | 学内外活動・学生の正課外活動(クラブ・サークル、学生有志の活動) | 各種施設の使用 | 出張・移動 | 外国出張・大学が主催する学生の海外研修 | 教職員の勤務 (特に記していないものは教職員共通) |
|--|--|--|--|---|----------------------------------|--|---------------------|---|
| 【0】 感染小速期 ◆県内で新規感染者があるが、感染拡大の傾向はみられない | ◆感染防止に十分に配慮し通常どおり ◆教員：感染防止に十分に配慮したうえで通常どおり ◆事業者・学外者：感染防止に十分に配慮したうえで通常どおり | ◆感染防止に十分に配慮し通常どおり ◆対面授業を原則とし、教育上必要な科目は遠隔授業も併用 | ◆感染防止に十分に配慮し通常どおり ◆必要に応じて、遠隔あるいはメール会議も併用。 | ◆感染防止に十分に配慮し通常どおり ◆宿泊を伴う合宿等は学生部へ届け出可とする | ◆感染防止に十分に配慮し通常どおり | ◆感染防止対策に十分に配慮したうえで通常どおり | ◆国の方針どおりとする | ◆感染防止に十分に配慮し、通常勤務 |
| 【1】 感染拡大傾向期 (感染拡大防止強化期間) ◆感染拡大への傾向がみられる | 制限等はレベル【0】と同一、下記等の感染拡大防止策を強化・実施。 ◇ 手指消毒、うがいの徹底 ◇ ドアや窓を開けるなど積極的な換気 ◇ 大人数での宴会・会食等の自粛 ◇ 混雑する場所や発声を伴う状況でのマスクの着用を推奨 ◇ 食事時のマスクを外しての会話は控える ◇ 可能な範囲で他者との距離を空ける | | | | | | | |
| 【2】 感染拡大期 ◆静岡県を含め、全国的に不要不急の移動自粛の要請がなされている | ◆学生：感染防止を最大限強化したうえで入構可 ◆教員：感染防止を最大限強化したうえで入構可 ◆事業者・学外者：不要不急でない場合を除いて不可。 | ◆感染防止を最大限強化したうえで対面授業可 ◆遠隔授業も併用 ◆対面での学生指導は学内外とも自粛 | ◆感染防止を強化し通常どおり ◆遠隔あるいはメール会議を推奨 | ◆感染防止に最大限配慮したうえで必要最小限の学内の活動可 ◆宿泊を伴う合宿は中止又は延期 ◆公式試合や学外活動を行う場合は各連盟・協会等の方針に合わせる。各キャンパス学生課へ相談 | ◆学内：予約制とし人数・時間を制限 ◆学外：貸出し原則不可 | ◆感染防止対策に最大限配慮したうえで可 ◆感染拡大期にある地区への不要不急の往来は自粛 | ◆国の方針どおりとする | ◆教育職員：感染防止を最大限強化したうえで通常勤務。在宅勤務も推奨 ◆事務職員：時差出勤やローテーション勤務や在宅勤務を推奨。状況によって出勤者を5割から7割減らす |
| 【3】 感染過大量延期 ◆新規感染者の発生が深刻な状況で、国や県から移動制限並びに大学への休業要請がなされている。 ◆学内で感染者が蔓延し、対面授業や通常業務が困難な状況 | ◆学生：不可 ◆教員：副学長から許可を得た場合のみ可(生物の世話、サーバー保持など、大学機能の維持に不可欠な業務に限る) ◆事業者：不可。ただし、大学運営上不可欠な場合を除く ◆学外者：不可 | ◆対面授業は不可。遠隔授業とする ◆対面での学生指導は学内外とも禁止 | ◆対面会議は不可。遠隔あるいはメール会議とする(対策本部の会議も原則として遠隔あるいはメール会議とする) | ◆対面での活動全面不可 | ◆不可 | ◆不可 | ◆不可 | ◆在宅勤務等で入構禁止措置 ◆安全確保・研究継続に必要な資産等(生物・精密機器等)維持のための最低限の出勤のみ、副学長から許可を得たうえで短時間の学内勤務可 |

*その他重要な業務については、その都度学長と協議

*本指針は令和5年4月28日現在のものであり、今後の国や県の方針、また本学を取り巻く状況に応じて変更する場合がある。